

2022.8.28 第9回里親セミナー講演会

社会的養護のその後と当事者参画

永野 咲 Saki Nagano
(武蔵野大学／IFCA)

Copyright © 2022 Saki Nagano. All Rights Reserved.

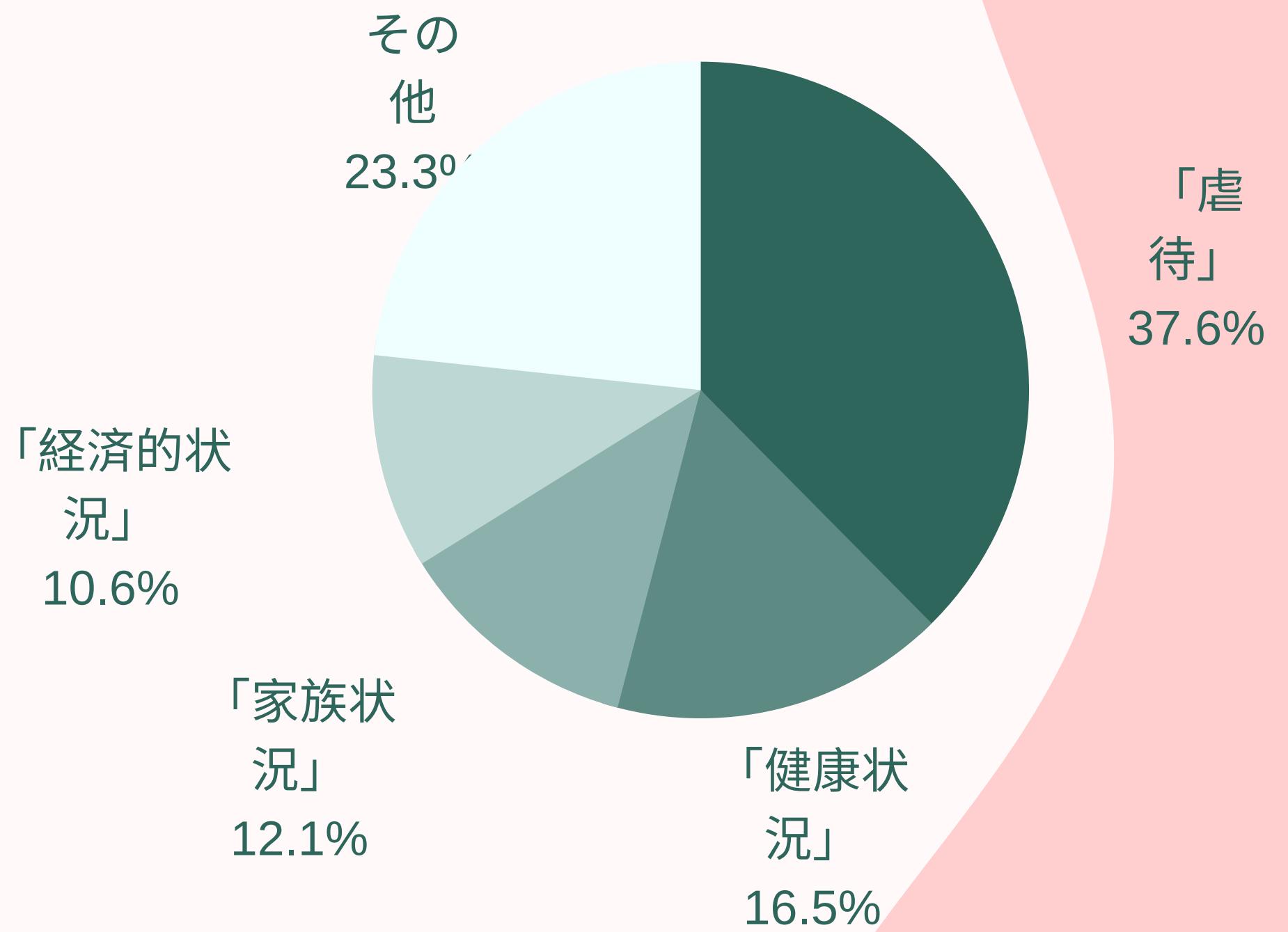
児童養護施設の働きが成功したかどうか
判定する最も重要な目安は、退所後に子
らがどうなるかということであろう

- ROGER GOODMAN

社会的養護

- 保護者が養育できない、または適切でないと判断された子どもたちを、公的責任において社会的に養育・保護する仕組み
- 「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」こと

社会的養護を必要とした理由



令和2年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 205,044件※1

一時保護 27,390件※2

施設入所等 4,348件※3、4

内訳

児童養護施設

2,274件

乳児院

663件

里親委託等

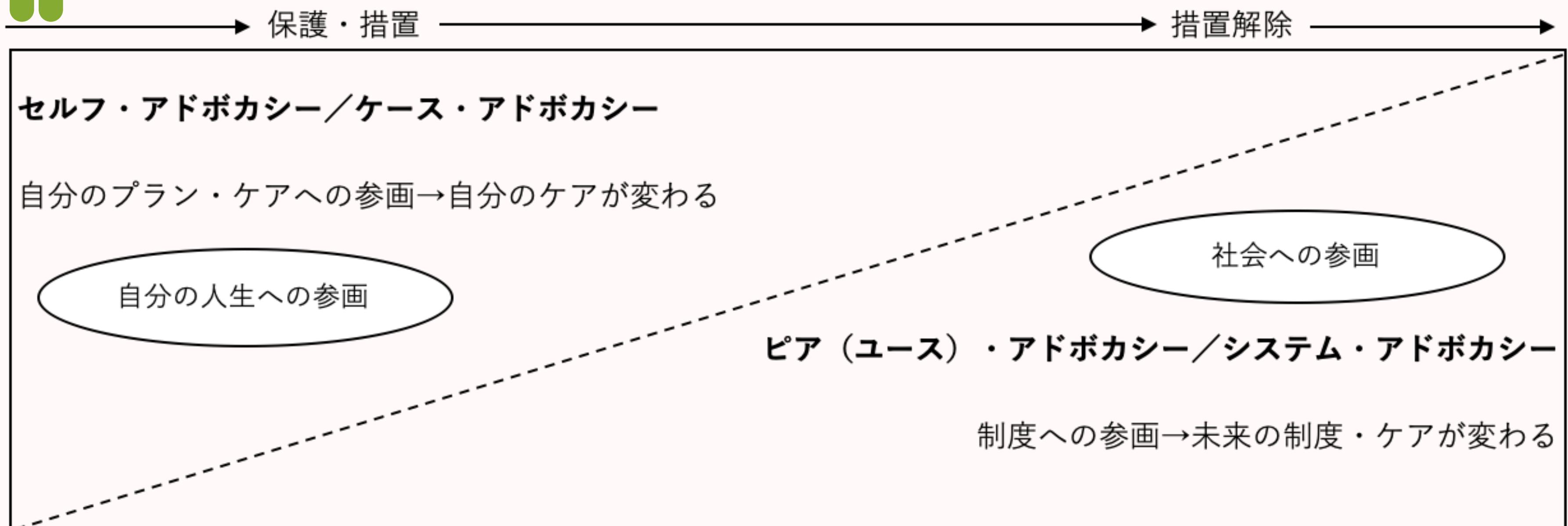
656件

その他施設

755件

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2022)
「社会的養育の推進に向けて（令和4年3月31日）」

何に「参画」するのか？



I. 自分の人生への参画

- 保護を必要とする子どもの「意見」とは?
- 自分の人生を知る
- 自分のプランへの参画

2017年「新しい社会的養育ビジョン」

新たな社会的養育という考え方では、
そのすべての局面において、
子ども・家族の参加と支援者との協働を原則とする

参加とは、十分な情報を提供されること、
意見を表明し尊重されること、
支援者との適切な応答関係と意見交換が保障されること、
決定の過程に参加することを意味する



保護を必要とする 子どもの「意見」とは？

- 保護以前には、生き延びるために、痛みを感じないよう、「感情」を麻痺させて生き延びてきた
- 他者（周囲の大人）の感情を優先せざるを得ないような環境
- 声をあげても無視されたり、もっと悪いことが起こった

→子どもの声（をあげようという気持ち）は奪われてきた

子どもたちが「声」を取り戻すには...

状況に気づき、聴こうとする人がいるか

- ・「声」や「意見」を発するには、相手となる他者の存在が必要

「声」「意見」とは、言葉による表現のみではない

- ・言語でない表現、泣くことや絵を描くことなど、子どもが大人や環境に働きかける表現すべてを意味する

聴く側の資質・力量が問われる

- ・発せられた子どもの（声にならない）「声」をどう聞きとることができのか
- ・無視されたり、声をあげても状況が改善しないことが続ければ、子どもの声（をあげようという気持ち）は奪われていく

「声」をどう受け取るか...

保護を必要とする子どもたちが
気持ちを表明することはそんなに簡単なことではない

- ・ 「感情」を麻痺させて生き抜き、「声」を奪われてきた子どもたちが、自らの置かれた状況や自分の気持ちを表明することは簡単なことではない

「声」があげられるまでの道のりへの敬意と理解

- ・ 生き延びてなお、発言するための力をたくわえ、「誰かが聞いてくれるかもしれない」という他者への信頼感や希望、「自分が声を出していい」と思える気持ちを獲得していかなければならぬ

「意見表明」 = 自己責任ではない

自身の「人生」を知る

- 自身の「生」について知ることやそのための取り組みが、「生きること」そのものをつないでいく
- 「生い立ちの整理」や「ライフストーリーワーク」といった自身の「生」を知るための取り組み





人生のコントロール権を奪われてきた

自分の人生が誰かによつて決められていく

社会的養護のもとで過ごす子どもたちは、多くの場合、家族に問題が起きたことも、保護されることも、家族と別れて暮らすこと、この施設（里親）で暮らすこと、担当職員（養育者）が変わること、いつ施設（里親）を離れるかも、自分で決めてきたわけではない

措置解除後とのギャップ

措置が解除されれば、途端に同年代よりも早期の「自立」が求められ、独力で生活のすべてを担わなければならぬ

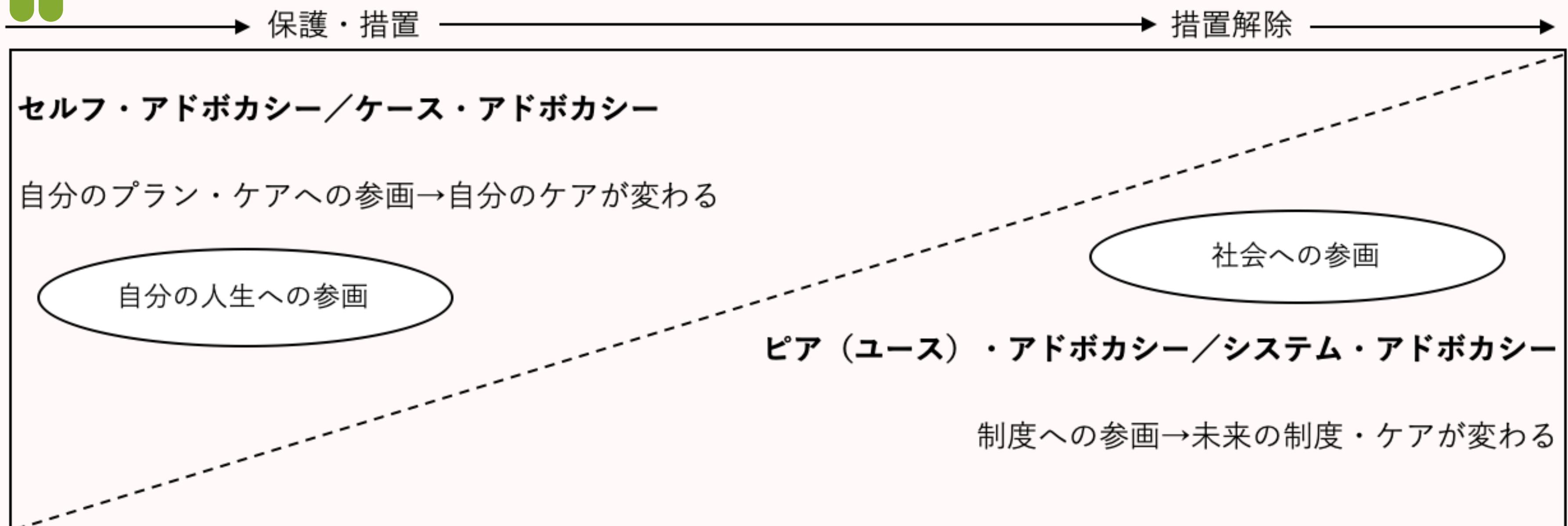
突然「好きなように（そして、自立て、しっかり）生きるように」とハンドルを渡されても見通しを持つことは難しい

米国の取り組み プランへの参画： 家族の意思決定ミーティング

Family Team Decision Making Meeting(FTDM)

- ・家庭からの分離や措置変更、家庭再統合などの重大な決定をする場合、先立って開催する。（緊急の場合などで先に開催できなかった場合には、措置の72時間以内に開催する）
- ・必ず招待：ケースワーカー、両親、12歳以上のユース、14歳以上のユースが選んだ2人の参加者、養育者、弁護士、CASA、該当する場合には部族の代表、など

何に「参画」するのか？



2.社会への参画

- ・ケアリーバー調査から
- ・当事者団体について
- ・米国の取り組みから学んだこと
- ・当事者参画の軋轢

2017年 新しい社会的養育ビジョン

- 国のレベル：「ケア・リーバー(社会的養護経験者)の実態の把握」について検討を行う
- 都道府県 のレベル：「ケア・リーバーの実態把握の自治体の責務化と毎年の公表の実施」を行う

2020年度まで・・・

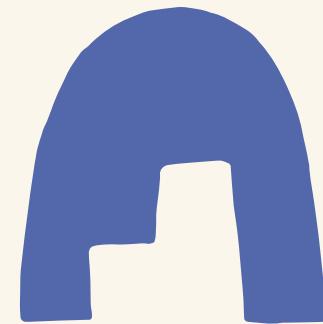
6割の都道府県等では直近5年間で一度も把握されておらず、
国による調査もない

社会的養護の
その後は？

2020年度 初の全国調査

子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査

措置解除後の実態調査が 与えた大きなインパクト



1990年代 英国

英国では調査で把握されたケア
リーバーの過酷な生活状況が衝
撃を与えた
→社会的養護の大改革



1990年代 米国

米国では社会的養護の状況を把
握する統計と研究システムがめ
ざましく発達
→自立支援に重点化する大きな
方向性が示された

アメリカ中西部の3州における調査

18歳までの措置である2州と21歳まで措置延長をしているイリノイ州を比較

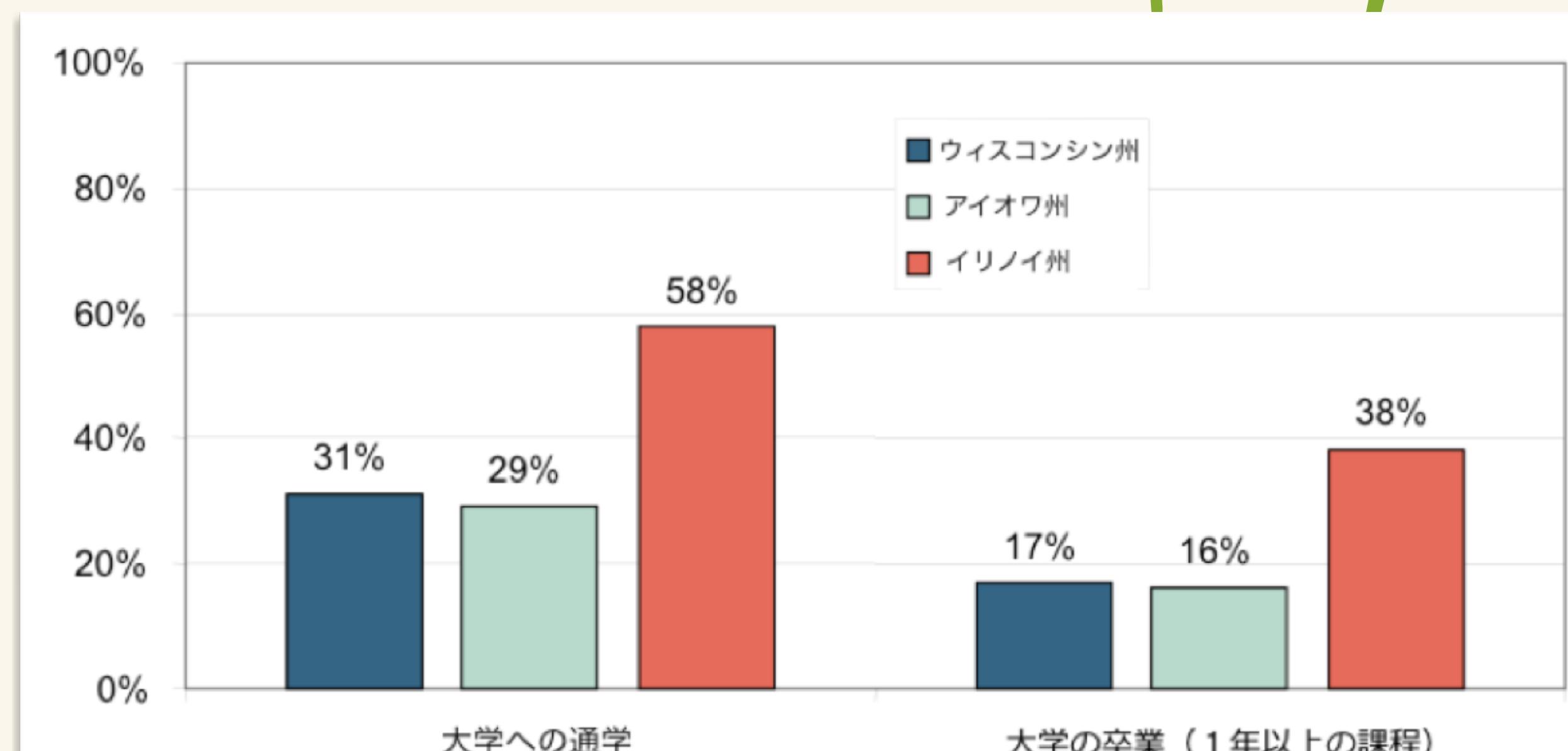
Peters, Clark M., et al. 2009

コストと効果の分析

- ・措置延長による公的コスト
(措置延長の経費)
 - －措置延長の間払わなくてすむ公的扶助費

vs. ケア延長による大学進学・大学卒業：生涯獲得賃金の追加分

→ 18歳以降のケアに\$かかると、約\$2の効果を生む



米国：The National Youth in Transition Database (NYTD)

自立支援サービスを受けたユースの情報を収集する連邦 のシステム

- 自立支援に関する連邦法 (John H. Chafee Foster Care Independence Program; CFCIP) が制定、各州に自立支援の予算が提供される + 州に報告が義務付けられた
- NYTDの実施は法に規定されており、適切に情報を収集できていない州には、年間予算の 1 – 5 %が減額される罰則がついている

各州の政策と実践の状況がタイムリーに、正確に把握できる

- 国全体の大規模データであり、他の子ども福祉に関するデータセットと組み合わせることができる
- 3年ごとに追跡する (17歳、 19歳、 21歳) コホート調査によって、 縦断的なデータ分析ができる、 政策の評価が州ごとにできる

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査



新型コロナcovid-19の 与えた影響

-IFCA調査から

IFCAとの共同で、措置解除後の若者（16～40歳）を対象としたアンケート調査を実施

期間：2020年5月25日～6月14日

回答者：39都道府県から425名

<https://www.ifca-projectc.org/調査概要>



約2割が、食糧の確保に、
困難を感じている

3割を超える若者たちが
1ヶ月以内に経済的に
困窮する可能性がある

約4割の回答者が、必要な
医療、精神的ケア・カウン
セリング、薬の入手ができ
なくなり困っている



社会的養護領域の当事者団体

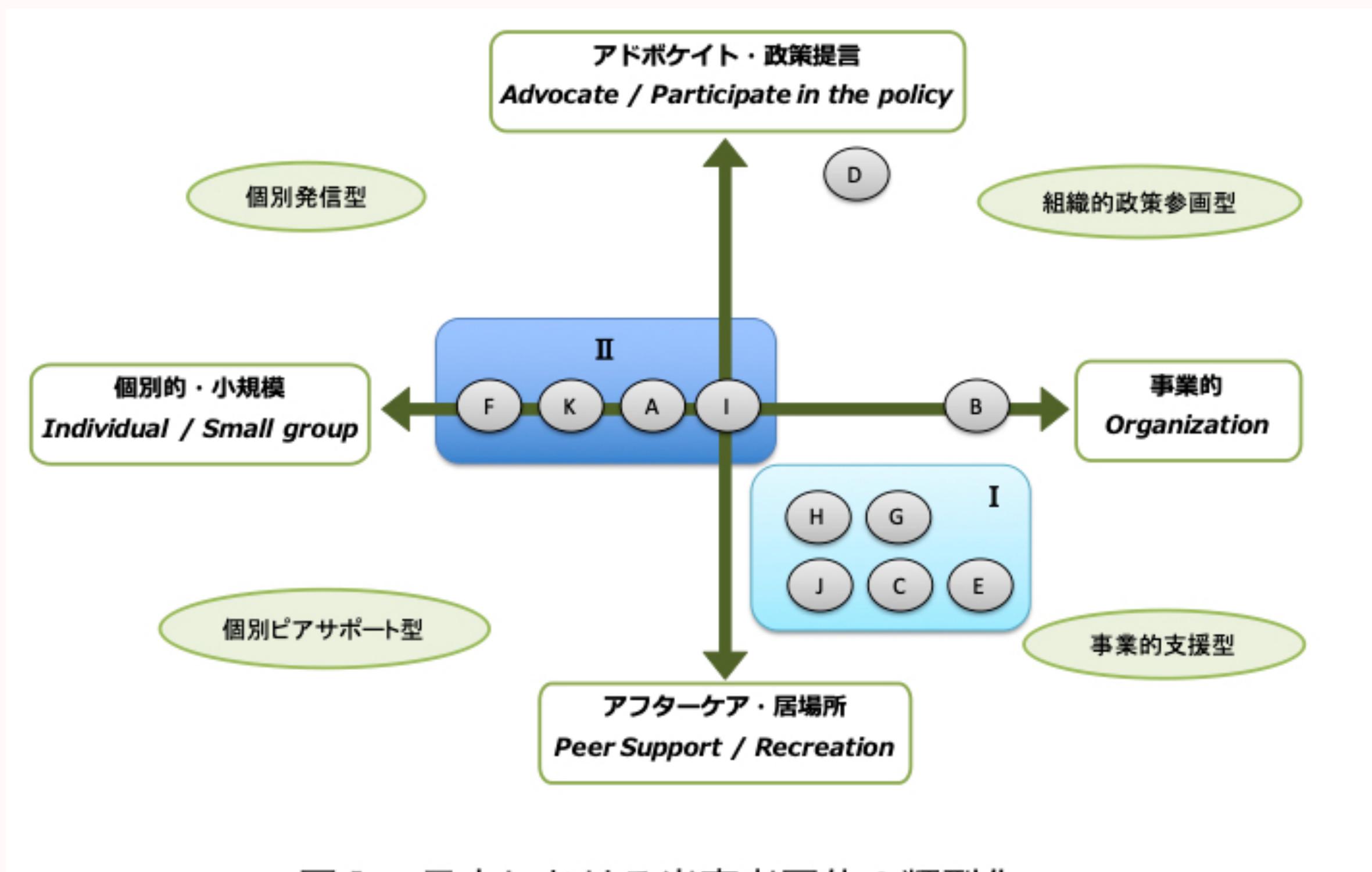


図1 日本における当事者団体の類型化

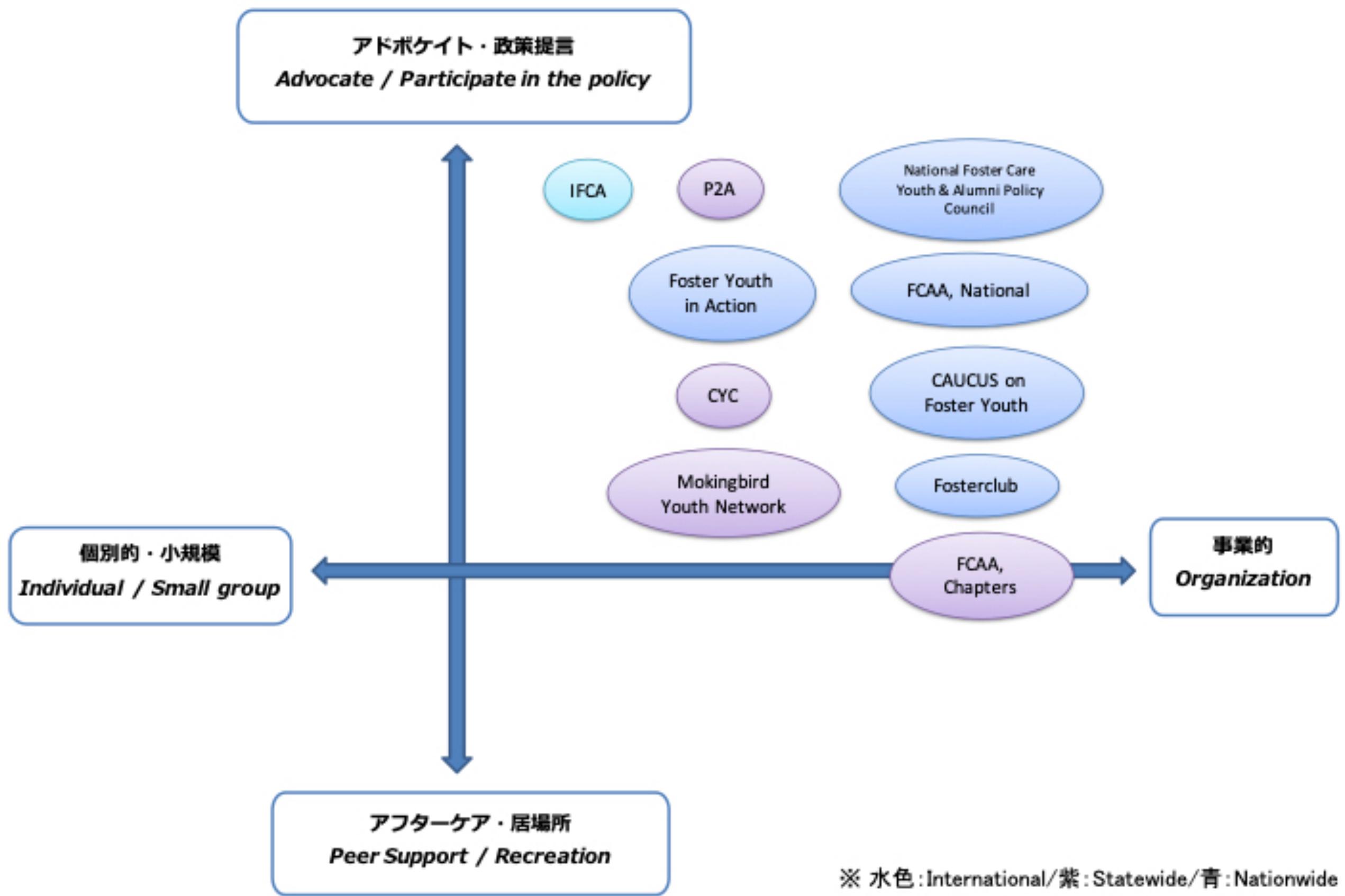
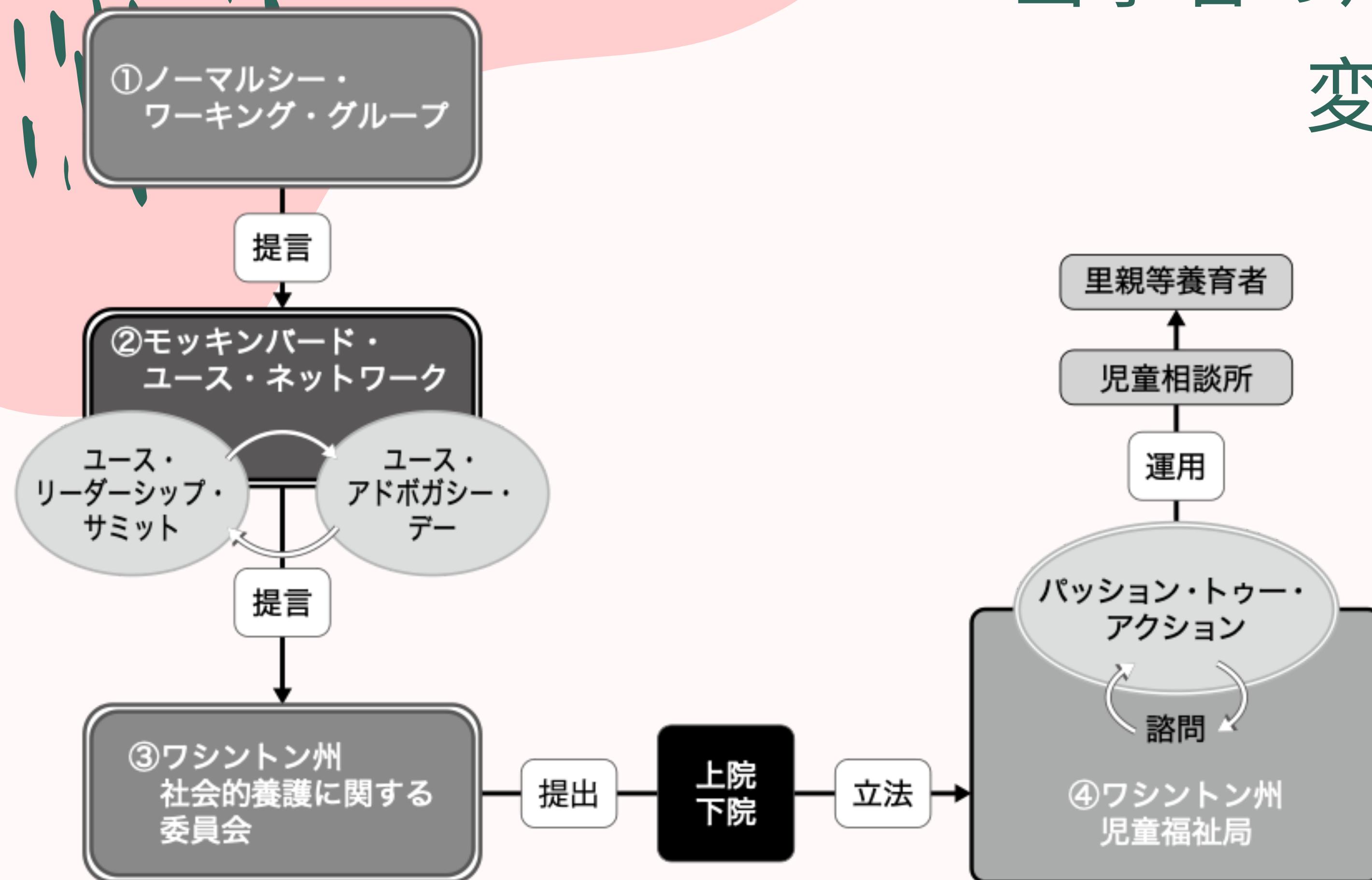


図2 米国における当事者団体の類型化¹

当事者の声で制度が 変わるべき！



ワシントン州
PRUDENT
PARENT
STANDARD
(RCW 74.13.710)
の成立過程を例
に・・・



安全に自分のストーリー を伝えるトレーニング

Strategic Sharing

なぜ安全のトレーニングが必要か?

- 声は聽かれ、効果的に受け止められるべき
- 生い立ちや過去の経験は、インスピレーションを与え、何らかの肯定的な変化を生み出すこともある

自分の人生をどう語るか、大きな問い

- 自分のストーリーは自分のも
- 「かわいそうさ」を話さなくていい



International Foster Care Alliance(2015)『ストラテジック・シェアリング-Strategic Sharing』.

strategic sharing

Telling your story in a way that is meaningful, effective, and safe.



当事者参画の軋轢

①容認されにくい当事者性：「子どもであった」とことと「子どもでなくなる」こと

- ・ケアの受け手であった時期が「子ども」であったことで、発言を責められたり疑われる：アダルティズム (adultism)
- ・「子ども」でなくなることでの当事者性の不容認

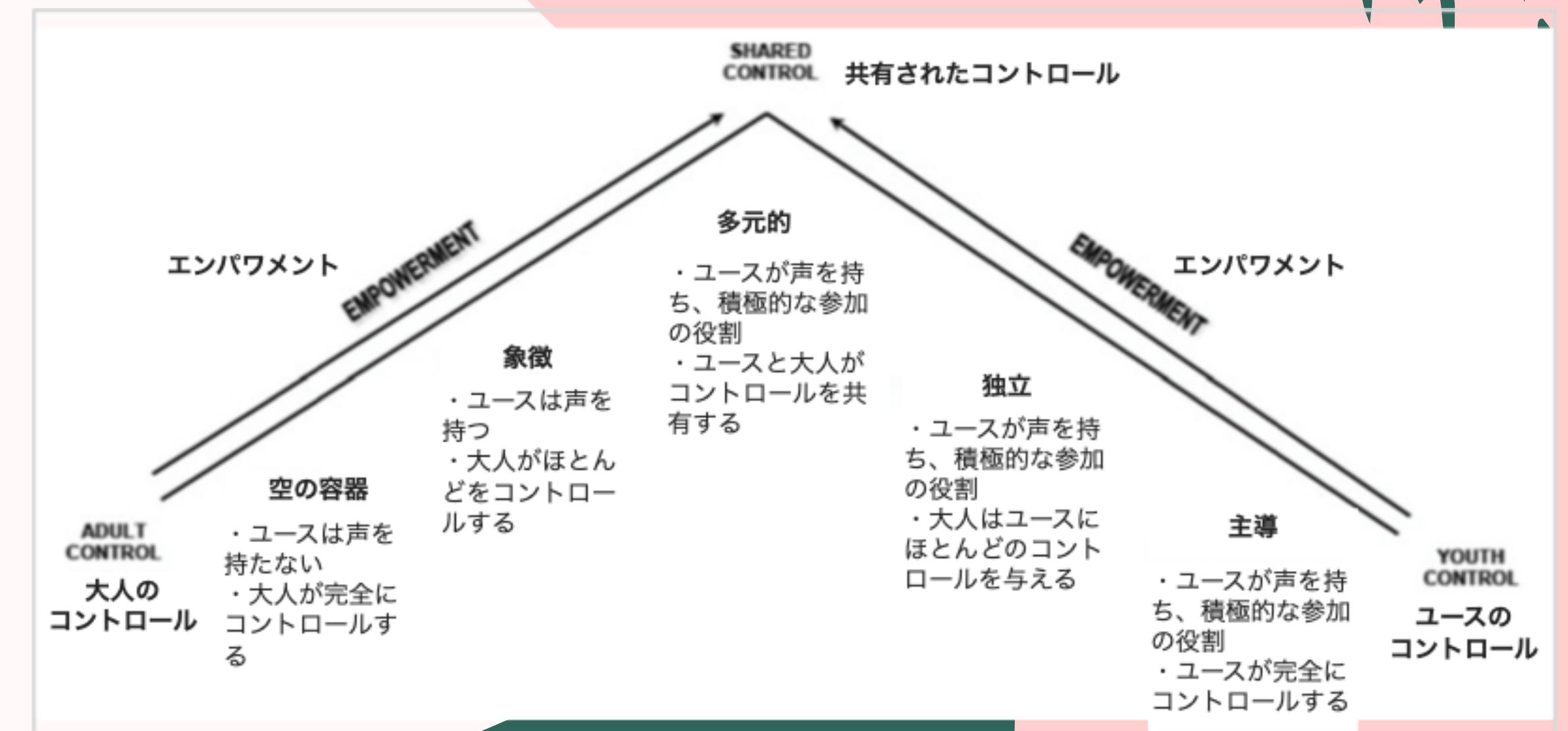
②外野による「当事者比べ」

- ・「当事者同士が対立する時ほど辛い時はない」
- ・「かわいそうさを売らない」

③利用される当事者：「当事者参画」のアリバイ

- ・ex.自分たちの事業や支援を大きくするために、当事者に語らせ、賛同する意見を言わせる
- ・「当事者参画」が推進され始めたために、アリバイやポーズを取る必要に迫られて、準備のできていない望まない当事者に発言させることも起こりうるかもしれない
- ・こうした当事者の消費は、当事者の声のトークン化(トークニズム)と呼ばれる

当事者と支援者の パートナーシップ (YOUTH-ADULT PARTNERSHIP:YAP)



全米で活動する社会的養護の当事者団体FosteClubでは、「ユース・アダルト・パートナーシップ (Youth-Adult Partnership:YAP)」と呼ばれる、子ども・若者とおとな／当事者と支援者との適切なパートナーシップを築くためのレンジングが行われている。

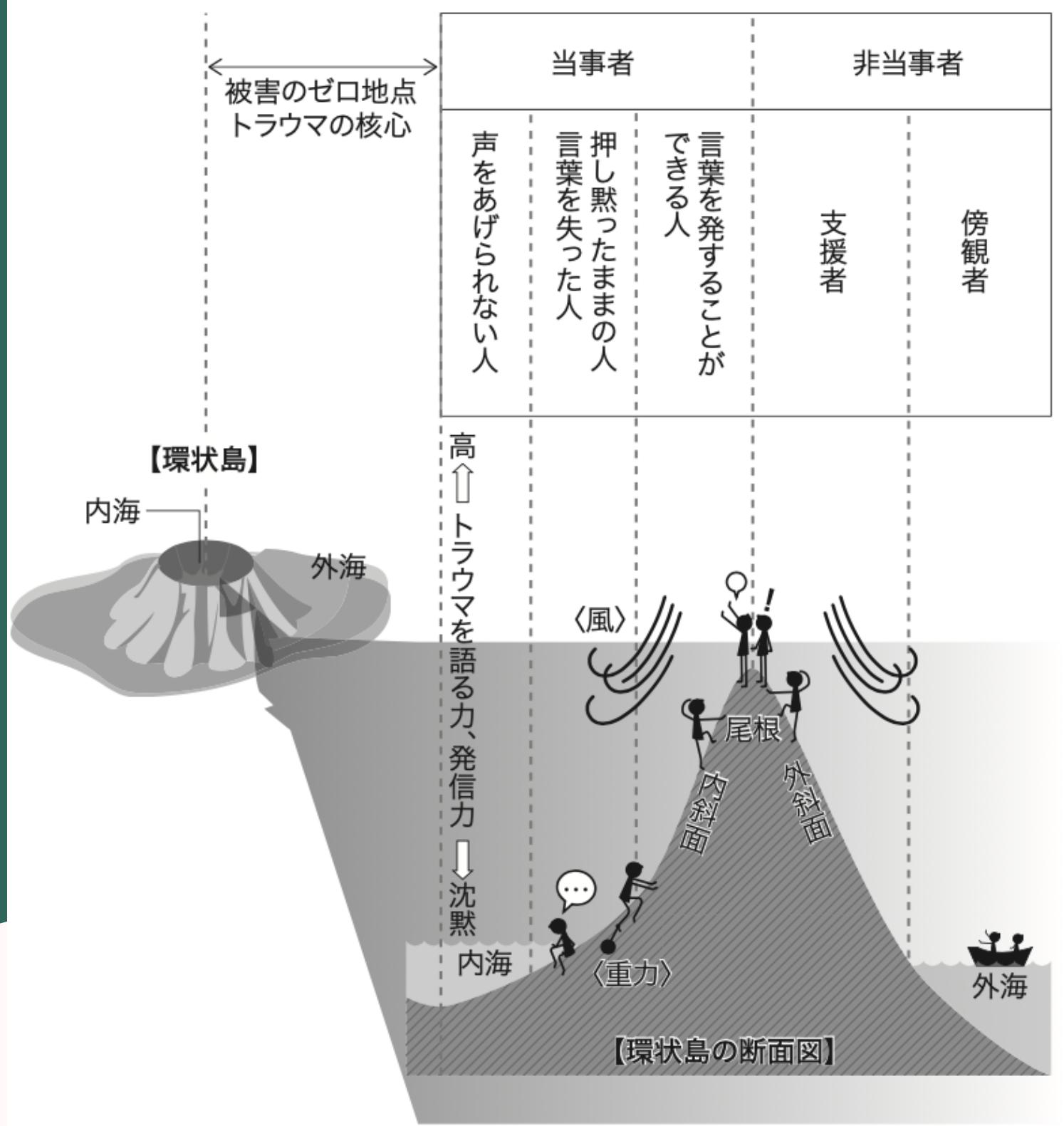


図3・2 環状島モデル

原出典：宮地尚子『震災トラウマと復興ストレス』(2011)、『環状島＝トラウマの地政学』(2007)
出典：東京都人権啓発センター「震災と人権 復興に伴うストレスを知り、息の長い支援活動につなげる『TOKYO人権 第51号』(平成23年9月30日発行) 所収の図より著者加筆

おわりに： 「環状島モデル」を使って...



s-nagano@musashino-u.ac.jp

本研究は、JSPS 科研費 20K13775
「日本におけるケアリーバー調査のシ
ステム構築と制度との循環 (永野
咲)」の助成を受けています